

# 泉南市男女平等教育基本方針

## 1. はじめに

泉南市では、平成 11 (1999) 年 6 月に制定された「男女共同参画社会基本法」の趣旨、理念等を踏まえつつ、平成 14 (2002) 年 3 月、「せんなん男女平等参画プラン」を策定し、女性も男性も性別にとらわれることなく、一人ひとりの人権が尊重され、個性と能力を発揮できる社会づくりに向けた施策を推進してきた。

その後、「次世代育成支援対策推進法」の制定や「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正など、男女共同参画に関わる法律の整備が進められるとともに、少子高齢化等への迅速な対応など、状況は大きな変化を遂げている。このような社会的動向や情勢の変化をふまえ、計画の実行性を一層高めるために「せんなん男女平等参画プラン」が平成 20 (2008) 年 3 月に改訂された。

教育における男女平等は、憲法及び教育基本法に定められているが、性別に基づく固定的な役割分業意識を是正し、人権尊重を基盤にした男女平等観の形成を促進するためには、家庭、地域、学校など社会のあらゆる分野において、男女平等を推進する教育・学習の充実を図る必要がある。性別役割分業意識は、幼い時からの周囲の環境・教育等によって再生産され、次の世代にまで引き継がれていくことが指摘されている。したがって、学校教育のみならず、家庭生活においても男女平等の視点が大切である。

学校教育においては、さまざまな取組によって、制度的な男女平等はほぼ実現してきているが、いわゆる「かくれたカリキュラム」といわれるように、性別役割分業意識を無意識のうちに伝達するような仕組みがなくなったとはいえない。

また、学校卒業後の生活の場である地域社会、あるいは働く場でも折にふれて男女平等の視点での教育が行われる必要がある。その意味においても、学校教育と社会教育の連携をはかるとともに関係機関や研究団体などとのつながりを一層密にして、男女共同参画の視点にたった男女平等教育を行うことが大切であると考えられる。

## 2. 男女平等教育を推進するための基本的な考え方

### (1) 男女の人権の尊重

日本国憲法においては、第 14 条で「法の下での平等」がうたわれ、第 26 条では「教育を受ける権利」が、また教育基本法第 3 条においては、「教育の機会均等」の原則が明記されている。これらは教育に関わる基本的人権を保障したものであり、性別による差別はもちろん、あらゆる差別があってはならないことを意味している。

人権の尊重は、男女共同参画社会の根底を成す最も重要な理念であり、学校教育においても、男女平等教育は、人権教育の一環として推進されるものでなければならない。

### (2) 固定的な性別役割分担意識の解消

男女共同参画の推進に当たっては、固定的な性別役割分担等を反映した制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対してできる限り影響を及ぼすことのないように配慮されなければならない。

学校においても、授業中はもちろんのこと、学校行事やその他の学校生活の場面において、固定的な男女の

役割分担意識を無意識のうちに伝えてしまうことのないように日頃から点検することが必要である。男女が性別による差別的な取り扱いを受けることなく、自分の意志によって、仕事などを通じて能力を発揮したり、子育てや介護をはじめとした家庭生活についても男女が共に喜びも責任も分かち合える社会を実現するためには、固定的な男女の役割分担意識によって自己実現の幅が狭まることのないように、一人ひとりの個性を大切に教育を推進することが大切である。

### **(3) 男女共同参画の視点での進路指導と職業観の育成**

男女が各人の個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野に参画していくためには、学校教育において、入学時から様々な機会をとらえて、一人ひとりが主体的に進路選択する能力・態度を身につけ、自立の意識をはぐくむように指導することが求められる。

その際には「この仕事は女向き」「この仕事は男向き」と職業に対する固定な考え方にこだわらず、幅広い職業選択を念頭に置いて進路決定を行うことができるよう、児童生徒及び保護者に取組を行うほか、職業選択や就業にあたっての心構えについて意識の育成が望まれる。

今後も、職場体験学習や進路指導の工夫・改善をおこない、一人ひとりが主体的に進路選択できるよう、職業観・勤労観の育成を図ることが必要である。

### **(4) 家庭生活における男女の相互協力**

男女共同参画社会を実現するためには、男女が社会の基盤である家庭の重要性を認識し、相互の協力と社会の支援の下に、児童生徒の養育や家族の介護などの家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たすとともに、職場や地域等において、自己の能力と個性を発揮できるようにすることが求められている。そのためには、男女がともに、家庭・地域・職場の中でバランスのとれた豊かな生活を送って、喜びと責任を分かち合えるような社会の実現に向けて、さまざまな取組を推進することが求められる。

学校においても、教科指導や総合的な学習の時間などを通して、育児体験学習や福祉体験学習などを一層推進し、男女がともに、家族の一員としての役割を自覚し、家庭生活を相互の協力のもとに築くように指導する必要がある。

### **(5) 女性に対する性暴力等の防止**

セクシュアル・ハラスメント、夫・恋人等からの暴力(DV)や性犯罪、買春、ストーカー行為等の「女性に対する暴力」は、男女共同参画社会の実現をめざしていく上で克服すべき重要な課題となっている。「女性に対する暴力」は多くの人々に関わる社会的問題であるとともに、女性に対する差別意識や固定的な性別役割分担意識、経済的な格差など、わが国の男女が置かれている状況などに根ざした社会的・構造的な問題であることを認識する必要がある。

とりわけ、児童・生徒が性暴力の対象として被害者となる事例が増加する傾向にあり、さらに携帯電話やインターネットの普及に伴う、いわゆる「出会い系サイト」の問題など、児童・生徒が性暴力の対象として被害に遭う可能性が益々高まっている。これら児童・生徒に対する性暴力については、未然に防止するための対策を確立することが重要な課題であり、被害者の人権を擁護する観点から問題を解決するシステムづくりが求められている。児童・生徒が相手に対して明確に拒否の意思表示を行うこと、または、その場から逃れる手立てを身に付けることなど、さまざまな対応力を身につけるために、場面に応じた具体的かつ実践的な指導を行うことが求められている。また、被害にあった場合に、信頼できる人に相談したり、学校や関係機関の相談窓口を活用する力を身につけるように指導することが必要である。

## (6) 男女共同参画の視点でのメディア・リテラシーの育成

メディアによってもたらされる情報が人々に与える影響は非常に大きいものがある。メディアを通じて人権に対する意識や男女共同参画の意義がより広く理解される可能性がある一方で、固定的な性別役割分担意識を助長するような表現や、女性を性的な対象としてのみ扱う表現、女性に対する暴力を肯定するような表現などがメディアによってもたらされる状況も見受けられる。

このようにさまざまな情報が氾濫する中、児童・生徒に、情報を主体的に読み解く力、いわゆるメディア・リテラシーを育成することが必要である。さらに、男女共同参画社会を実現するために、メディアに積極的に働きかけ、あるいはメディアを使って自分の考え方を表現するなど、男女がともに適切な判断力と豊かな表現力を身につけることが求められる。

学校教育においてメディア・リテラシーを育成するためには、適切な教育プログラムや教材を開発することが必要である。社会の急激な変化の中で、コンピュータやインターネットの活用状況などに男女間に差が生じることがないように、教科学習や総合的な学習の時間などを通じて情報教育を推進し、男女共同参画社会を担っていくための能力や資質の育成を行う必要がある。

## (7) 国際社会における取組の理解

日本国憲法において個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、国内における男女平等の実現に向けた取組が、国際社会における動きとも連動しつつ進められた。

国連は、昭和 50 (1975) 年を国際婦人年とし、女性の人権擁護と男女の平等のための行動を本格的に開始した。昭和 54 (1979) 年には、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約 (女子差別撤廃条約)」を採択した。また、平成 7 (1995) 年の北京での「第 4 回世界女性会議」で採択された行動綱領は、女性と貧困、女性と暴力、女性と健康、女性とメディアなど、12 の重大問題領域について各国政府等の具体的な取組指針を示した。平成 12 (2000) 年にニューヨークで開かれた国連特別総会「女性 2000 年会議」では、「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」が採択された。平成 17 (2005) 年に開催された「第 49 回国連婦人の地位委員会 (北京 + 10)」では、女性の自立と地位向上に向けた取組を引き続き推進していくことが確認された。

これらの動きを踏まえて国は、昭和 55 (1980) 年に「女子差別撤廃条約」に批准した。また、昭和 59 (1984) 年に国籍法の改正を、昭和 61 (1986) 年には男女雇用機会均等法の公布・施行などを行った。さらに平成 11 年 (1999) 6 月には、取組の総合的な枠組みを定める基本法制として男女共同参画社会基本法を公布・施行し、平成 12 (2000) 年 12 月にはこの法律に基づいた「男女共同参画基本計画」(第 1 次)を策定したところである。そして、平成 17 (2005) 年 12 月には、これまでの取組を評価・総括し、「男女共同参画基本計画」(第 2 次)を策定した。

北京女性会議以降、男女共同参画社会の実現をめざして平成 9 (1997) 年には「育児・介護休業法」が、平成 10 (1998) 年には「男女雇用機会均等法」「労働基準法」の改正が行われ、その後も「ストーカー規制法」、「児童虐待防止法」、「DV 防止法」、「次世代育成支援対策推進法」「高齢者虐待防止法」が制定され、「児童虐待防止法」「DV 防止法」がさらに改正されるなど状況は大きな変化を遂げている。

男女共同参画社会を実現するためには、国際社会の一員として、これらの国際的な取組の趣旨・意義・到達点について理解を深めさせるとともに、国際的な視点に立って男女共同参画推進のために行動できる人材の育成が必要である。

### 3．男女平等教育の取組で育てるもの

#### (1) すべての人にとって大切な、生き方にかかわる教育として

自己肯定感をはぐくむ

多様性を共感し受けとめる人間関係を創造する

自分の気持ちを伝え合える関係を創造する

男女平等教育は、性別にとらわれることなく、一人ひとりの人権が尊重され、個性と能力を発揮できる社会づくりにむけた教育である。社会のなかにある性別による固定的な考え方が、児童生徒に対するプレッシャーや生きにくさにつながっていないか、常に意識しながら、すべての児童生徒の自己肯定感を培い、性別にとらわれることなく自分の気持ちを素直に表現し合うことで人間関係を構築する取組を創造する必要がある。さらに、教職員自身が多様な視点で児童生徒一人一人を個人として尊重することで、多様性を共感し受けとめあえる人間関係を育てることも重要である。そのような取組を通して、社会のなかにある固定的な性別役割分担意識を越えて、一人ひとりが自分らしく生きていける社会の実現につなげていかなければならない。

#### (2) すべての人にとって平等な社会をめざす主体をつくる教育として

社会の現実を知る力をはぐくむ

社会の現実を批判的に読み解く力をはぐくむ

社会の現実を変える力をはぐくむ

男女平等教育は、すべての人にとって平等な社会をめざす主体をつくるための教育である。そのためにも、学校在籍時はもちろん、学校卒業時、卒業後を見通した、生涯を通じて生きる力を身につけることに視点をおいたキャリア教育の側面から、男女平等教育を位置づけることが必要である。

そのなかで今後、社会生活を営む上での、市民としての権利、労働者としての権利という視点から、制度を知り、権利行使の方法を知ることにつなげることもまた重要である。

そのためにも、身近な生活の中での具体的事実を通して、自らの生活や社会を見つめ、そのなかで学んだことを実践的に活用する体験を積み重ねていくことが求められる。そのことによって、他者との関係性や社会との関係性のなかで、男女平等教育の課題を自分自身の課題としてとらえ、自らの意識変革だけでなく、状況を変革する力にまでつなげていかなければならない。

### 4．男女平等教育の取組をつくる視点

#### (1) 学校教育全体を通じた取組

これまで学校教育においては、男女が協力して家庭や地域の生活を創造する能力と態度の育成ができるように図られてきた。

今後は、このことに加えて、発達段階に応じて、男女の人権の尊重と男女平等についての必要な知識、態度、スキルを、体系的に取組むことが求められる。そのためには教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等、学校教育全体を通じて、児童・生徒が、男女の役割についての固定的な考え方にとらわれず、主体的に学習で

きることが重要である。

## **(2) 協力的、参加的、体験的な学習**

取組をつくるにあたっては、単なる座学的方法にとどまらず、学習者である児童生徒が主体的に活動する協力的、参加的、体験的な学習が不可欠である。そのことを通して、児童・生徒が自らの在り方や生き方に対する課題意識を深め、男女共同参画社会の実現するためにすすんで行動できる力を養う必要がある。

## **(3) 学習の主体者としての位置づけ**

児童生徒の主体的な学びを保障するためには、児童生徒を受動的に「教えられる」存在としてではなく、学習の主体者として位置づける必要がある。そのためにも、様々な取組を通して、日常的に教職員と児童生徒の関係性を見つめ直す必要がある。

同時に教職員自身も、男女平等教育に取り組むなかで、児童生徒と共に、学習の主体者として様々な気づきや発見を重ね、学ぶことで、男女共同参画社会の実現のために行動できる主体を形成する必要がある。

## **(4) 安心して意見を表明できる学級の雰囲気**

児童生徒が主体的な学習を行うために、教育活動全体を通して、日常的に様々な意見を表明できる機会を保障する必要がある。表明された多様な意見を通して、児童生徒たちは他者の考えを知り、他者との関係性において、自らを見つめていくようになる。そのような取組を創造するためには、安心して意見を表明できる雰囲気、多様な意見を受けとめる雰囲気が学級のなかになければならない。その意味で、児童生徒どうしの関係性についても、男女平等の視点を含めて、常に見つめ直す必要がある。

## **(5) 客観的指標を含めた確かな実態把握**

児童生徒の発達段階や実態に応じた取組を創造するためには、指導者の主観のみにとどまらない、アンケート調査をはじめとした客観的な指標を含めた実態把握が求められる。

正しい取組は正しい実態把握から生まれる。特に男女平等教育の課題の一つは、「かくれたカリキュラム」といわれるように、性別役割分業意識が無意識のうちに伝達するような仕組みが社会のなか存在している点にある。そのことに気づくためにも客観的に実態を把握し、そこに基づいた取組を創造する必要がある。

## **(6) 多様な視点**

児童生徒をとりまく生活や社会の実態をみたとき、男女の課題は、共通性もあるが、独自性もある。そのことに視点をおいたカリキュラム作りが必要となる。

また、近年、「男」「女」という2つの性の範疇でとらえることそのもので苦しむ児童生徒の実態、性的マイノリティの実態も明らかになっている。取組を創造する際は、その点においても配慮されなければならない。

すべての児童生徒を一人の人間として尊重し、多様な視点で取組を見つめ直していくことで、児童生徒が、他者の生き方はもちろん、自らの生き方をも多様にとらえ、そのことが自分自身の豊かな生き方につながる男女平等教育を推進する必要がある。

## **(7) 家庭・地域との協働**

性別に基づく固定的な役割分業意識を是正し、人権尊重を基盤にした男女平等観の形成を促進するためには、学校での取組を肯定的に受容する家庭・地域の基盤づくりが必要である。そのためにも、PTA活動との連携

を図りながら、教職員と保護者等との共同の取組の推進等の工夫や、家庭・地域が一緒になった研修会等を積極的に展開することに加えて、取組の評価への参画も促しながら、家庭・地域との協働を強めていくことが重要である。さらに、外部講師や地域の教育的資源を活用するなど、より効果的な指導方法を構築することも大切である。

これらのことを通して、学校・家庭・地域が一つになって男女共同参画社会を実現する主体となるように取組を進めていく必要がある。

## 5 . 男女平等教育推進のための学校運営のあり方と教職員研修

### ( 1 ) 体系的な男女平等教育を推進するための体制づくり

男女の人権尊重の意識や男女平等の意識を育てるために、教育・学習の果す役割は極めて重要であり、学校において教職員の男女共同参画に関する理解を促進することが必要である。そのためには、男女平等教育を学校教育の重要な課題の一つと位置づけて、それぞれの学校で男女平等教育の課題に対応した担当者を置き、発達段階に応じた体系的な学習を支える組織体制を構築することが重要である。このような体制のもとで、教職員研修の内容とあり方、先進的な研究成果の活用と交流、学校運営体制の見直しなど、それぞれの学校の実態に即した男女平等教育の計画と目標を設定し、さらに実践後の効果を検証することによって指導内容と指導方針の検討を行うなど、男女平等教育推進のために学校として組織的に取組むことが必要である。

### ( 2 ) 男女共同参画の視点を踏まえた研究・研修の充実

男女平等教育を推進するためには、教職員の男女共同参画に関する理解を促進するとともに、実践的な指導力を身につけるなど、教職員の資質を高めることが重要である。そのためには、講義形式の学習や視聴覚教材を用いるだけでなく、参加・体験型の研修を取り入れるなど、教職員研修の工夫・改善を図ることが求められる。すべての教育活動において、性別に基づく固定的な役割分担意識を助長することを防ぎ、人権尊重を基盤とした男女平等観の形成を促進するため、男女共同参画の視点から指導方法の改善を図ることにより、男女平等の精神が児童・生徒に自然な形で浸透するような環境を醸成していくことが必要である。

また、児童・生徒の進路状況を男女共同参画の視点から分析するなど、児童・生徒の実態を把握して指導に生かすことが求められている。

### ( 3 ) 学校におけるセクシュアル・ハラスメントの防止の取組

児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントは、許すことのできない重大な人権侵害であるとの認識のもと、これを防止する学校体制の確立に全力で努めなければならない。教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントとは、教職員が児童・生徒を不快にさせる「性的な言動」を行うことにより、学業を遂行する上で、学習意欲の低下や喪失を招くなど、その児童・生徒に不利益を与えたり、またはそれを繰り返すことによって就学環境を著しく悪化させることである。また、教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントは、大人と児童生徒、指導する側と指導される側という力関係のもとで拒否しがたく、逃れきれない状況のもとで生起し、児童・生徒の心を傷つけ、その後の成長に避けがたい影響を与えるものであり、個人としての尊厳や人権を侵害するものである。さらに、児童・生徒、保護者のみならず社会全体の学校教育に対する信頼を失わせるものである。

同時に、教職員は、学校における教職員によるセクシュアル・ハラスメントによって、女子児童・生徒だけ

でなく、男子児童・生徒が被害を受ける事象も生起していることを留意する必要があるとともに、生徒間のセクシュアル・ハラスメント事象や性的なマイノリティに対する人権意識についても配慮をしなければならない。

児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントの被害が発生した場合、被害を受けた児童生徒の立場に立った事実の解明や、加害者への迅速かつ厳正な対応について、特に配慮する必要がある。また、被害を受けた児童・生徒の心のケアについては、加害者とされる教職員と速やかに分離し、当面のカウンセリングのみならず、こころの傷を癒して、トラウマなどの後遺症が発現することのないよう継続的な支援を行わなければならない。さらに、当事者が本来持っている力を引きだし、自尊感情を高め、社会に対する基本的信頼感を回復させるように取組を続けることが重要である。同時に、児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントが再び発生しないよう、教職員研修の内容や方法を点検して一層の充実を図るなど、教職員の人権意識を高める取組が重要である。そして、一人ひとりの児童生徒が豊かな社会関係の中で見守られ育まれるよう、学校教育全般の活性化を図らなければならない。そのため、教職員の資質向上と、保護者・地域住民・関係機関に対して未然防止のための働きかけを行うことが重要である。

#### **(4) 男女共同参画を推進するための学校環境の整備**

校務分掌など学校運営において、教職員が固定的な性別役割分担にとらわれることがないように配慮するとともに、男女が平等に、学校運営を管理する職務経験を豊かにするなど、人材の育成に努める必要がある。保護者や地域との連携などの教育活動においては、男女共同参画の視点を踏まえて、固定的な性別役割分担意識を前提に行われることがないように配慮する必要がある。

一方、学校で用いられる教材・発行物・掲示物などについて、女性を性的な対象として扱う表現がないかまた男女の多様な姿を表現したものとなっているかなど、男女共同参画の視点に配慮した表現を推進する必要がある。また、諸表簿の扱いについては男女平等を基礎とするなど、学校環境を、男女共同参画を推進するための視点から点検することが重要である。